

計画(案)などに対する意見を募集します

あきる野市総合計画

基本構想(たたき台)

▽計画の概要 総合計画は、市のまちづくりの基本的な方向性を示すものであり、市が実施する全ての事業の根拠となるものです。現計画期間が令和2年度で終了するため、次期計画の策定に向け、計画の基本となる基本構想(たたき台)を作成しました。

主な内容

- 将来都市像
- まちづくりの方向性
- 人口の見直し など

あきる野市 地域保健福祉計画(案)

▽計画の概要 社会福祉法に基づき「市町村地域福祉計画」で、あきる野市総合計画を上位計画として、保健、福祉に関する施策を総合的な視野から検証し、目標や施策を掲げ、各分野が策定する個別計画へつなげるための総合的な指針を定めます。

あきる野市子ども・子育て支援総合計画(案)

▽計画の概要 子ども・子育て支援法に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」、次世代育成支援対策推進法に基づく「市町村行動計画」、子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく「市町村計画」の3つの計画を一体的に策定するもので、子ども・子育て支援に関する基本的な考

あきる野市地域保健福祉計画に関すること…生活福祉課庶務計画係(直通558・1927、FAX558・1170、050101@akiruno-info.tokyo.jp)

え方や具体的な取組、今後5年間の幼児教育・保育や地域子ども・子育て支援事業に対するニーズを踏まえた利用の見込みと提供体制の確保策などを定めます。

あきる野市 自殺対策推進計画(案)

▽計画の概要 自殺対策基本法に基づき「市町村自殺対策計画」で、国の定める「自殺総合対策大綱」や東京都の「東京都自殺総合対策計画」の趣旨を踏まえて策定し、市の自殺対策を進めるための基本理念や施策を定めます。

○各計画(案)などの閲覧場所 各課窓口、情報公開コーナー(市役所4階)、五日市出張所、中央公民館、各図書館、市ホームページ

○意見の提出方法 2月4日(火)までにA4用紙などに意見と住所、氏名、電話番号を記入の上、送付してください(直接窓口、ファックス、メールでも受け付けます)。

○その他
● 口頭での意見(電話、窓口)は受け付けません。
● 提出された意見は、個人を特定できないように編集し、概要などを公表します。個別に回答はしません。

○提出・問合せ
● あきる野市総合計画基本構想に関すること…企画政策課(直通558・1261、FAX558・1113、010101@akiruno-info.tokyo.jp)

市議会本会議の様子がインターネット(録画)で配信中!



現在、令和元年12月定例会議の本会議の様子が配信中です。市ホームページの「市議会」から「本会議録画中継」を検索してご覧ください。スマートフォンやタブレット端末でもご覧いただけます。 問合せ 議会事務局

秋川渓谷プレミアム付商品券 特別商品券「C券」の販売期限



25割のプレミアムが付いた秋川渓谷プレミアム付商品券、特別商品券「C券」は、1月31日(金)で販売を終了します。「購入引換券」をお持ちの方(非課

税者及び3歳未満の子どものが世帯の世帯主を対象)で、購入を希望する方は、期日までに販売場所で購入ください。

▽販売場所 あきる野商工会(本所・五日市支所)、秋川農協(本店・東秋留支店・多西支店・増戸支店・五日市支店・松原支店)、西武信用金庫(秋川支店・五日市支店、青梅信用金庫(秋川支店・増戸支店)

※購入の際は、「購入引換券」と「本人確認書類」をお持ちください。

▽使用期限 2月14日(金)まで(使用期間後の商品券は利用できません)。

※詳しくは、<https://akigawa-keikoku-shohinke.com/>をご覧ください。 問合せ 商工振興課商工振興係(直通558・1867)

家屋を新築・増築、取り壊された方へ



令和元年中に新築・増築した家屋は、固定資産税と都市計画税(市街化区域内に限る)の対象になります。また、令和元年2年度から課税されなくなり、家屋を新築・増築して市の家屋調査がまだ終了していない方や家屋を取り壊した方は、連絡してください。

償却資産がある方へ

個人が法人がその事業のために用いている構築物や機械、装置、備品などは、償却資産として固定資産税の対象になります。令和2年1月1日現在、市内で工場や商店などを経営している方、駐車場やアパートなどを貸し付けている方で、償却資産をお持ちの方は、申告してください。

▽申告期限 1月31日(金)まで(土曜・日曜日、祝日を除く)

問合せ 課税課家屋資産税係

総合教育会議の開催

多様化する教育課題に対する体制づくりなどについて

▽日時 2月6日(木) 午前9時

▽場所 市役所5階503会議室

▽その他 傍聴を希望する方は、午前8時40分までに市役所5階503会議室にお越しください。

過去の会議資料や会議録は、市ホームページで閲覧できます。

問合せ 企画政策課

からず、借金だけが残る。
・手口2…就職活動のアンケートに答えると、後日「無料セミナーを受けられないか」と呼び出され、セミナー終了後、高額な講座を強引に契約させられる。

○あきる野市消費生活相談窓口 契約に関するトラブルや悪質商法など、消費生活に関して困ったときは、一人で悩まずに気軽にご相談ください。電話でも相談にお答えします。

●開設日時…毎週月曜・木曜日 午前9時～午後4時(正午～午後1時を除く)

●場所…市役所1階市民相談室

※月曜・木曜日以外でお急ぎのときは、東京都消費生活総合センターに相談してください。

○東京都消費生活総合センター ●開設日時…毎週月曜日～土曜日 午前9時～午後5時

●消費生活相談…☎03-3235-1155

※多重債務相談も受付けています。

○消費者トラブル対策本「くらしの豆知識」を無料で配布しています(なくなり次第終了) ご希望の方は、消費生活相談窓口までお越しください。

くらしの知恵袋

～消費生活相談情報～

若者が悪質商法の被害に遭っています
～悪質商法は、ネコをかぶってやって来る!～

毎年1月から3月は、若者向け悪質商法被害防止キャンペーン期間です。『消費者被害は自分には関係ない』と思いませんか?最近では、SNSを悪用して近づき、親しくなったと思込ませて高額な商品やサービスの契約を迫る手口が増えています。悪質商法などのトラブルは身近に潜み、誰もが被害に遭うおそれがあります。被害に遭っても、恥ずかしがったり、自分に落ち度があると感じて、相談せずにあきらめてしまう人も多くいます。困ったら、一人で悩まず、あきる野市消費生活相談窓口へご相談ください。

○若者を狙うこんな手口に注意!
・手口1…友人から「簡単に儲かる」と投資のノウハウが入ったUSB教材の購入を勧められる。「友人を誘えば紹介料も入る」と言われ、学生ローンで借りて契約するが、全く儲